

改正 平成13年4月18日

平成18年4月19日

平成19年1月17日

平成21年3月18日

平成23年9月21日

平成28年9月28日

令和3年4月1日

(目的)

**第1条** この要領は、茨城県立医療大学(以下「本学」という。)における研究活動の活性化を図るため設ける奨励研究の効果的な運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** 奨励研究とは、本学における研究活動のうち、萌芽的、先駆的又は独創的な研究で、将来の発展が期待できると認められるものをいい、奨励研究費とは、奨励研究を実施するに当たり、予算の範囲内で重点的に配分する研究費をいう。

(申請者)

**第3条** 奨励研究の申請者は、本学の専任教員(教授、准教授、講師及び助教)で、当該年度を含む過去2年間に研究倫理研修会(E-ラーニングを含む)を受講及び当該年度に公的研究費コンプライアンス研修会を受講し、当該年度に公的外部資金の研究を実施する者又は当該年度実施予定の公的外部資金に応募を行った者とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の専任教員が前項の研究を他の研究者と共同で行おうとする場合は、研究代表者を定め、当該研究代表者が申請者となるものとする。また、研究分担者は、本学の専任教員及び非常勤嘱託職員である教育研究補助員(嘱託助手)とする。

(公募)

**第4条** 本学の学長(以下「学長」という。)は、毎年奨励研究の公募を行う。

2 公募は、当該年度の研究費の配分の枠、公募の手続き等を示した応募要領を学内に公示することによって行う。

(申請の手続き)

**第5条** 奨励研究の申請者は、応募要領に定める様式に必要な事項を記入して学長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

**第6条** 学長は前条の申請があったときは、当該計画を奨励研究審査会(以下「審査会」という。)の審査に付するものとする。

2 審査会は、次の審査員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 事務局長
- (3) 副学長
- (4) 付属病院長
- (5) 研究科長
- (6) 研究・学術メディア委員会委員長
- (7) 学識経験者その他学長が指名する者

3 審査会は、提出された研究計画を審査し、その結果を学長へ報告する。

4 学長は、審査会の結果を勘案し、当該研究計画の実施を決定し、研究・学術メディア委員会を経て教授会へ報告する。

(成果の報告)

**第7条** 奨励研究費の配分決定者は、定められた期日までに、研究成果に関する報告書を学長に提出するとともに、研究発表会において発表しなければならない。その際、今後見込まれる成果を明示すること。

(運営)

**第8条** 奨励研究に係る審査、決定及び評価を除く運営は研究・学術メディア委員会が行う。

(委任)

**第9条** この要領に定めるもののほか、必要な事項については、学長が別に定める。

**付 則**

この要領は、平成7年6月7日から施行する。

**付 則**

この要領は、平成13年4月18日から施行する。

**付 則**

この要領は、平成18年4月19日から施行する。

**付 則**

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

**付 則**

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

**付 則**

この要領は、平成23年9月21日から施行する。

**付 則**

この要領は、平成28年9月28日から施行する。

**付 則**

この要領は、令和3年4月1日から施行する。